



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年6月19日金曜日 第115号

◇ 目 次 ◇ 告 示

保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... (森林整備課) ... 471
 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 471
 道路の区域変更(県道落合久万線)..... (中予地方局久万高原土木事務所) ... 471
 道路の区域変更(県道久万中山線)..... (") ... 472

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 472

告 示

○愛媛県告示第710号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年12月農林水産省告示第1535号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年6月19日

愛媛県知事 中村時広

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡面河村大字大味川12番耕地54番地1 高岡照義	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡面河村中組1297番地 高岡藤雄	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡面河村大字大味川8番耕地88番地1 和田清代	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万高原町大字久万町396番地1 株式会社久万銀行	抵当権者

- 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第711号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和2年6月19日

愛媛県知事 中村時広

筋(追加)

急傾斜地崩壊危険区域の指定(昭和56年4月愛媛県告示第438号)筋の項で指定した標柱4号と標柱3号を結んだ線、標柱3号と次に掲げる地番の土地に存する標柱9号から標柱18号までを順次結んだ線及び標柱18号と標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市町	字	地番	標柱		
宇和島市	吉田町白浦	西連寺	外602番3	9号	
			外589番	10号	
			外575番	11号	
			外571番1	12号	
			外569番	13号	
			外568番	14号	
			ダバ	外567番	15号、16号
			外577番	17号、18号	

○愛媛県告示第712号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年6月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	上浮穴郡久万高原町下畑野川甲67番3から 同町下畑野川甲46番1まで	旧	メートル 4.7~8.9	キロメートル 0.092	
		上浮穴郡久万高原町下畑野川甲67番9から 同町下畑野川甲46番3まで	新	7.0~18.5	0.092	

○愛媛県告示第713号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
令和2年6月19日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名乙2526番3	旧	メートル 13.3~14.6	キロメートル 0.012	
		上浮穴郡久万高原町二名甲1285番3	新	14.3~14.6	0.012	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和2年6月19日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

- 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
 - 選挙権を有する者の総数 1,155,554
 - 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,112
 - 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 244,445
- 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

伊予市	31,184	10,395
四国中央市	72,953	24,318
西予市	32,163	10,721
東温市	28,125	9,375

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 （松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊予郡	43,406	14,469
南宇和郡	18,584	6,195
松山市・上浮穴郡	435,788	139,298
今治市・越智郡	138,693	46,231
宇和島市・北宇和郡	76,498	25,500
八幡浜市・西宇和郡	37,099	12,367
新居浜市	99,564	33,188
西条市	90,973	30,325
大洲市・喜多郡	50,524	16,842